

大阪府雇用促進支援金 申請書類チェックリスト

□に✓を入れ、不備が無いようにご確認ください
本チェックリストの提出は不要です。申請に必要な書類の確認に活用してください。

雇い入れた方を労働契約期間の初日から起算して、3か月間継続して雇用している		□
大阪府雇用促進支援金申請書(申請者等の情報)(様式1)	申請日の記入、申請回数のチェックをしている	□
	記載内容に誤りが無いか改めて確認した(修正は二重線を引き、手書きで訂正してください)	□
大阪府雇用促進支援金申請書(被雇用者の情報)(様式2)	記載内容に誤りが無いか改めて確認した(修正は二重線を引き、手書きで訂正してください)	□
誓約・同意書(様式3)	申請日、所在地、名称、代表者名を記載した(消すことのできるボールペンや鉛筆などの筆記用具は使用できません)	□
	誓約・同意事項の全てにチェックしている	□
労働契約の期間の確認ができる書類	次のいずれかの写しがある「労働条件通知書」「雇入れ通知書」「労働契約書」「その他労働契約の期間の確認ができる書類」	□
被雇用者を雇用保険に加入させていることの確認ができる書類	被雇用者の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写しがある	□
被雇用者を3か月継続して雇用していることの確認ができる書類	3か月分の「賃金台帳」の写しがある	□
被雇用者が求人への応募等の時点で大阪府内に住所を有することの確認ができる書類	被雇用者について、以下のいずれかの写しがある「運転免許証(表・裏の両方)」「各種健康保険証(表・裏の両方)」「マイナンバーカード(表面)※」「パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)」「住民基本台帳カード(表面)」「在留カード(表・裏の両方)」「特別永住者証明書(表・裏の両方)」「外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。)」※マイナンバーが記載されている面(裏面)の提出は不要です	□
被雇用者が令和2年4月1日以降に失業状態になったことの確認ができる書類	働いていた方:「雇用保険受給資格者証(第1面)」等の写しがある 学校に在籍していた方:「卒業証書」「卒業証明書」「その他卒業年月日の確認ができる書類」等のいずれかの写しがある 法人等の代表者や役員等であった方:代表者等でなくなった年月日が確認できる登記事項証明書等の書類の写しがある	□
支援金の振込先の確認ができる書類	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が記載された通帳等の写しがある(2回目以降の申請は提出不要)	□
個人事業主等または任意団体の代表者の本人確認ができる書類 ※法人の場合は不要	代表者について、以下のいずれかの写しがある(2回目以降の申請は不要) 「運転免許証(表・裏の両方)」「各種健康保険証(表・裏の両方)」「マイナンバーカード(表面)」「パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)」「住民基本台帳カード(表面)」「在留カード(表・裏の両方)」「特別永住者証明書(表・裏の両方)」「外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。)」	□
外国人を雇い入れた場合、在留資格の確認ができる書類	在留カード等の写しがある	□

詳細は募集要項12ページ以降に記載していますので、ご確認ください。